

海田町告示第24号

海田町児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

海田町児童クラブ運営費補助金交付要綱（令和4年海田町告示第116号）の一部を次のように改正する。

別表放課後児童健全育成事業（年間開所日数250日以上 of 事業所）の項中「4,313,000円」を「4,615,000円」に、「29,000円」を「30,000円」に、「6,552,000円」を「6,939,000円」に、「（36人一年間平均児童数）×26,000円」を「（36人一年間平均児童数）×27,000円」に、「75,000円」を「85,000円」に、「（年間開所日数－250日）×26,000円」を「（年間開所日数－250日）×28,000円」に、「1日6時間を超え、かつ18時」を「18時半」に、「671,000円」を「720,000円」に、「302,000円」を「324,000円」に改め、同表障がい児受入推進事業の項中「2,059,000円」を「2,232,000円」に改め、同表送迎支援事業の項中「536,000円」を「581,000円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。